

## 足摺宇和海国立公園 50 周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』

### 業務委託仕様書

#### 1 事業名（イベント名）

足摺宇和海国立公園 50 周年記念『こうちのうまいもんフェア in 土佐清水』

#### 2 事業目的

今年度は足摺宇和海国立公園 50 周年の記念の年であり、高知県においても、食をテーマにしたリョーマの休日キャンペーンを実施している。このタイミングに合わせて、本市で「こうちのうまいもんフェア in 土佐清水」を地域の食のイベントとして開催し、観光客等を誘致することで、市内を始めとしたコロナ禍で売上げが落ち込んでいる県内事業者を盛り上げる。

#### 3 契約期間

契約締結の日から令和 5 年 2 月 15 日まで

#### 4 委託上限額

3,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 イベント実施 2,300,000 円以内

感染拡大防止・シャトルバス 800,000 円以内

※高知県「リョーマの休日キャンペーン」イベント等支援事業費補助金を活用しての実施となります。当該補助金の要綱をご確認いただき、対象経費などにご留意ください

#### 5 委託事業の内容

- (1) 「こうちのうまいもんフェア in 土佐清水」の企画運営（新型コロナウイルス感染防止対策・シャトルバス運行を含む）

開催期日 令和 4 年 12 月 3 日（土） 9:30-15:00（予定）

開催場所 土佐清水市 あしずり港内

土佐清水市養老 303 周辺

※別紙 1 及び 参考会場図 参照

出店規模 10 程度（出店料は無料）

#### 6 提案に関すること

イベント全体像（別紙 2）と委託事業の目的を理解した上で、委託事業の企画運営全般について提案を求める。少なくとも以下の点を考慮して、提案及び積算を行うこととする。

- ・ 会場レイアウトの作成

開催場所において、本こうちのうまいもんフェア in 土佐清水のほか、以下の合同開催イベントを含めて、会場レイアウト概要を提案のこと（合同開催イベントの企画運営は、委託事業に含まない）

※第 39 回 土佐清水市産業祭（出店規模 60 店程度）

過去 2 年の出店内訳については以下のとおり

第 38 回（R3）：飲食 57 店（屋台 19 店含む）、物販等 24 店（屋台 6 店含む）

第 37 回（R2）：飲食 52 店（屋台 16 店含む）、物販等 25 店（屋台 7 店含む）

- ・ 会場設営・撤去に関すること
- ・ 会場内の安全確保及び環境美化（ゴミ箱設置、ゴミ処理等）
- ・ 必要なテント、机等の備品及び物品を手配・設置
- ・ 電源を必要とする場合の対応
- ・ 会場警備、誘導、案内に関すること
- ・ 消防等に必要な手続き等への対応
- ・ 出店者の募集・調整
- ・ 出店予定の店舗名及び内容（10 店舗程度）

※店舗は高知県内の飲食店舗（事業者）に限る

- ・ シャトルバスの企画運営全般、利用者の把握

シャトルバス運行区間（停留等場所）

- ① 市街地（1 箇所以上）から会場
- ② 竜 串（1 箇所以上）から会場

- ・ イベント来場者数及び売上の把握
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対策（後述 7 のとおり）
- ・ 広報・宣伝に関すること

産業祭と合同開催となるため、産業祭と連携し効果的に行う。

- ・ 高知県「リョーマの休日キャンペーン」イベント等支援事業費補助金を活用しての積算

## 7 新型コロナウイルス感染症への対策

本事業については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じることを必須とし、その対策の内容を提案すること。

## 8 事業中止等への対応

やむを得ない事由により、事業の実施が困難になった場合は、発注者の指示により全部または一部を中止することがある。この場合の代替措置等については、協議の上、決定する。

## 9 成果品

提出方法は、紙及び電子データとする。なお、成果品に係る著作権のほか一切の権利は、発注者に帰属する。

- ・ 実績報告書（実施内容、集客人数・金額、写真記録、課題考察等）
- ・ 製作物データ
- ・ その他発注者の指示する資料等

## 10 事業遂行上の留意点

- (1) 委託事業の内容については、採択後に協議の上、修正することがある。
- (2) 各主体が取り組む事業や企画と十分な協議・調整を行うこととし、本事業が効果的かつ合理的な遂行が期待できる場合は、必要に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 受託者は、関係法令及び本仕様書を遵守し、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (4) 受託者は、業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いについては、土佐清水市個人情報保護条例に準じ、適切に行うこと。
- (5) 受託者は、著作物を使用する場合、使用許諾に係る一切の手続き及び経費の負担を行うこと。
- (6) 受託者は、発注者と打合せ等会議を行った場合、速やかに会議記録を作成し、発注者へ報告すること。
- (7) 事業実施に関し、損害賠償保険等必要な保険に加入すること。
- (8) 本事業を実施する上で必要な物品購入や制作等の業務については、可能な限り土佐清水市内の事業者が発注すること。
- (9) 本事業の全部を第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、事前に発注者に書面で申請し、承認を得ること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者は協議の上、決定する。